

第7章 EU

—資格枠組み（QF）及び欧州資格枠組み（EQF）—

はじめに

世界各国で資格枠組みの導入が進んでいる。この章では、その全体を概観した後、中でも特にインパクトが大きいEQF（欧州資格枠組み）について、職業能力評価に関するEU（欧州連合）における制度枠組みを含め紹介し、日本へのインプリケーションを論ずる。

第1節 様々な資格枠組み

1. ”qualification”（資格）と”Qualifications framework”（資格枠組み）

”qualification”（資格）は、OECD（2007）によると、「評価・認定プロセスの公式結果（認定証・修了証書・称号）であり、ある個人が所定の基準に沿った学習成果を達成、及び／又は特定の業務分野において働くために必要なコンピテンス¹を持ち、適格性のある機関が判断した場合に得られるもの。労働市場や、教育・訓練における学習成果の価値についても公式の承認を与えるものであり、ある業務を行う上での法的な資格となる場合もある。」と定義されている。

すなわち、諸外国の”qualification”（資格）は日本の「資格」よりは幅広い概念であり、日本における、法令等に基づく国家資格（技能検定を含む）はもとより、国等が認定した審査基準を基に民間団体や公益法人が実施する公的資格、職業能力評価基準、ジョブカード、その他学士・修士・博士号まで含まれる、広範な「能力評価制度」と考えていだろう。

他方、”Qualifications framework”（資格枠組み）は、職業能力開発総合大学校（2011）では、「一群の基準（たとえば資格レベル説明指標を使うなど）に沿って、特定のレベルの学習成果に適用される各国・部門レベルなどの資格を分類・開発するための仕組み」と定義されている。すなわち、「資格のものさし」である。

欧州訓練基金（ETF²、2010）によると、資格枠組みの導入は多くの可能性を有するとして、現在126カ国がNQF（国レベルの資格枠組み）を導入ないし導入を検討しているという。グローバル化の進展の中で、1986年に制定されたNVQ（英国の全国職業資格）と2008年に制定されたEQF（欧州資格枠組み）の影響が特に大きいと思われるが、OECD（2010）は資格枠組みの有する可能性として、以下の4点を挙げている。

① 様々なレベルの資格を異なるレベルに位置付け、互いの関係を明確化することで、教育

¹ 仕事や学習状況、専門的ないし個人的な発展・成長において、知識、スキル、個人的・社会的・方法的な能力を使いこなす能力。

² The European Training Foundation.

制度内での発展経路づくりを促進する。透明な発展経路は職業資格の位置付けを明確にし、生涯学習の促進に役立たせる。

- ② 枠組みに利害関係者が関与する状況では、職業教育訓練制度に関係する様々な利害関係者が協力するフォーラムを構築する。
- ③ 資格枠組みの中で、個々の資格に試練を課すことで、与えられた階層に値することを示す質保証メカニズムをつくる。
- ④ 様々な資格を結び付けるコンピテンスレベルに対し雇用主に的確な情報をもたらす。

2. 様々な資格枠組み

ETF (2010) によると、資格枠組みには国内特定セクター内のもの、国レベルのもの、そして国を超えたものの3つの主要類型がある。ここでは、国レベルの資格枠組みと国を超えた資格枠組みについて述べる。

(1) 国レベルの資格枠組み

ETF (2010) によると、現在世界では126カ国の国がNQFを導入ないし導入を検討しているというが、Allais (2010) は以下のような概観表を提示している(図表7-1)。

また、APEC(アジア太平洋経済協力会議)地域については、APEC 人的資源開発ワーキング・グループ³が、2009年に以下の内容の報告書をまとめている。

- i. NQF 制定済みの7カ国、即ち、オーストラリア、香港特別自治区、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、タイ、フィリピンについては、次のような特徴がある。
 - ① シンガポールは職業教育訓練領域だけのもの、タイは高等教育領域だけのものあり、他の5カ国は高校段階、職業教育訓練、高等教育全てをカバーしている。
 - ② ほとんどのNQFは、EQFに類似した資格レベル説明指標を含んでいる。
 - ③ 6つのNQFは学習量を測る尺度を有している。
 - ④ コンピテンシー基準が、7カ国全ての職業教育訓練部門にある。
 - ⑤ 各NQFは国の機関が運営している。
- ii. NQFを開発中の国のうち、韓国では韓国職業能力開発研究院(KRIVET⁴)が、国家技術資格(NTOs⁵)を足場にした策定を目指している。
- iii. NQFがない国のうち、日本は高等教育についてのみ関心を示し、アジア・太平洋モデル開発への支援を表明。インドネシア政府と一連の利害関係者は、NQF導入への支援を表明。米国はNQFの実施見込みはないが、教育・訓練プロバイダーに関する

³ APEC Human Resources Development Working Group.

⁴ Korea Research Institute for Vocational Education and Training.

⁵ National Technical Qualifications.

質保証制度や良質かつ透明性の高い情報を持っており、NQFがなくとも多くの便益が望まれると表明。

- iv. できれば、EQF（欧州資格枠組み）の主要特性に合致したアジア・太平洋資格枠組み（APQF）を自主的なベースで策定することを提案⁶。

図表 7-1 NQF の国際的概観

	制定済み	開発中	計画・設計段階	検討中	コンピテンス枠組み (訓練・資格)有
サハラ以南の アフリカ	ボツワナ、モーリシャス、ナムビア、南アフリカ	レソト、セイシェル	アンゴラ、エチオピア、ケニア、ナイジェリア、ルワンダ、ザンビア	コンゴ民主共和国、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ジンバブウェ	
アメリカ大陸・ カリブ海	(東カリブ海諸国機構)	バルバドス、カナダ、ホンジュラス、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ	アンチグアバーブーダ、チリ、コロンビア、グレナダ、ガイアナ		ブラジル、コスタリカ、ドミニカ、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア、パナマ
アジア・ 太平洋	オーストラリア、香港特別自治区、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、サモア、シンガポール、スリランカ、ヴァヌアツ	フィジー、モルジブ、太平洋諸島米国信託統治領、パプア・ニューギニア、タイ、トンガ、ベトナム	バングラディッシュ、インド、パキスタン	アフガニスタン、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中国、日本、ラオス、マカオ、モンゴル、ネパール、韓国	インドネシア
欧州・中 央アジア	英国、フランス、アイルランド、マルタ、北アイルランド、ルーマニア、スコットランド、ウェールズ	アルバニア、ベルギー（フランドル地方）、ボスニア、チェコ、エストニア、グルジア、コソボ、リトアニア、モンテネグロ、ポルトガル、スロヴェニア、トルコ	アンドラ、アルメニア、オーストリア、ベルギー（フランス語圏）、キプロス、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ノルウェー、ポーランド、ロシア、セルビア、スロヴァキア、スペイン	アゼルバイジャン、ブルガリア、カザフスタン、キルギスタン、ラトヴィア、ルクセンブルグ、マケドニア、スイス、ウクライナ、ウズベキスタン	
中東・北 アフリカ		チュニジア	アルジェリア、エジプト、ヨルダン、モロッコ、アラブ首長国連邦	イラク	

さて、Allais 等（2009）は、英国、スコットランド、ニュージーランド、オーストラリア、南アフリカ、フランスを NQF 策定の第一世代と呼び、デザインや実施方法が似通うフランス以外の 5 つの枠組みを分析している。

Allais 等は、英国の NVQ（全国職業資格）を NQF に含めている。1986 年に導入された

⁶ Allais（2010）によると、ASEAN（東南アジア諸国連合）は、4 つのレベルの認定証からなる職業コンピテンス枠組みを現在開発中という。

NVQ は、特定の仕事をこなすための必要な知識、理解、コンピテンス⁷を規定する NOS⁸ (全国職務基準) と、この基準に基づき資格授与機関が設定する評価方法のふたつからなっている。職務基準は業種別に設置された SSC⁹ (業種別技能協議会) 等の業種別機関が策定。NVQ では、11 の分野¹⁰に関してレベル 1 からレベル 5 の 5 段階で体系づけており、2010 年 9 月時点で約 1,657 の資格が認定されている。但し、NVQ 以外の幅広い職業資格も公的に認定されており、こうした多くの資格を通覧するために 1997 年に導入されたのが、英国 NQF である。さらに、学んだ場所 (国、学校その他機関) や教育・訓練期間ではなく、学習成果に基づいてポイントを与え、ポイントの蓄積に応じ単位を認定し、必要な単位を満たした場合に資格を認証する仕組みを組み込んだ QCF¹¹ (資格・クレジット単位枠組み、ウェールズでは CQFW、スコットランドでは SCQF) を導入、これが、英国における EQF へリンクした NQF となっている (ウェールズの CQFW、スコットランドの SCQF とともに 2009 年 12 月に EQF への参照報告をしている)。

(2) 国を超えた資格枠組み

国を超えた資格枠組みも、いろいろと分類できる。

第 1 に、近接した諸国間の地域資格枠組みと、地域的近接性を超えた資格枠組みとがある。前者の地域資格枠組みは、特定セクターに限定されたものと、NQF を橋渡しする全セクターを包含するもの¹²がある。後者の地域的近接性を超えた資格枠組みには、VUSSCTQF¹³ (小規模国家共同体トランスナショナル仮想大学) などがある。

第 2 に、職業領域に限定した資格枠組み、高等教育領域に限定した資格枠組み (QF-EHEA: 欧州高等教育領域資格枠組み等)、職業・高等教育・一般教育をまたがった資格枠組み (EQF 等) に分類できる。

⁷ knowledge, understanding and competence.

⁸ National Occupational Standards.

⁹ Sector Skills Council.

¹⁰ 11 の分野とは、①農林水産、②天然資源、③建設、④エンジニアリング、⑤製造、⑥運輸、⑦製品・サービス、⑧健康・社会・保安サービス、⑨事業サービス、⑩通信、⑪知識・スキル開発をいう。

¹¹ Qualifications and Credit Framework.

¹² 例えば、EQF (欧州資格枠組み) や SADCQF (Southern African Development Community Qualifications Framework: 南アフリカ開発共同体資格枠組み) がある。

¹³ Virtual University for Small States of the Commonwealth Transnational Qualifications Framework.

第2節 欧州資格枠組み (EQF)

世界的にその影響が急速に広がっている EQF について詳述する。

1. EU (欧州連合) の教育・訓練に対する戦略的取組み

近年、教育と訓練に力を入れている EU と欧州諸国は、全体的な経済・社会戦略の下、教育・訓練政策を統合した「教育・訓練ワークプログラム」を策定し¹⁴、その中で学校教育、職業教育訓練 (VET¹⁵)、高等教育、成人教育の見直しを進めている。

2000年3月に行われたリスボン・サミット¹⁶では、「より多くのより良い雇用と、より強い社会的きずなを伴う持続可能な経済成長を可能とする、世界で最も競争力のあるダイナミックな知識基盤経済を2010年までに実現する」という内容の、経済・社会戦略(「リスボン戦略」)¹⁷が打ち出された。

これを受け、2002年のバルセロナ欧州サミットでは、生涯を通じ質の高い教育・訓練へ容易にアクセスできるようにするためのロードマップ(工程表)として、「生涯学習」を基本原則とした「教育・訓練2010ワークプログラム」(ET2010)¹⁸が制定された。

この下で、職業教育訓練分野では「コペンハーゲン・プロセス」、高等教育分野では「ローニャ・プロセス」と呼ばれる開放型政策調整方式が進行している。EU経済・社会戦略は、2005年に、教育と訓練を中心に据えた、2010年までの新リスボン戦略となり、2010年以降は2020年までの新経済・社会戦略「欧州2020」となった。「ET2010」も「ET2020」に変わった(図表7-2参照)。

コペンハーゲン・プロセス¹⁹は、職業教育訓練(VET)領域につき、2002年のコペンハーゲン宣言(①ヨーロッパ次元の強化、②透明性、情報、ガイダンス制度の改善、③コンピテンス(能力)・資格の承認、④教育・訓練の質保証の推進)を実現していく過程をいい、コペンハーゲン会議以降、2年ごとに開催される欧州各国職業教育訓練担当大臣会議で点検、見直しが行われている。直近の会議は2010年12月にベルギーのブルージュで開催され、2011年から2020年までの10年間の取組みを列記している。

¹⁴ 2010年までのET2020、2020年までのET2020が、それぞれ10年単位で策定され、EU加盟国はこれに対応した各国プログラムを策定、それぞれ定期的に見直すことになっている。

¹⁵ Vocational Education and Training.

¹⁶ 年数回、各国首脳が一堂に会する欧州サミットが開催されている。

¹⁷ http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/00100-r1.en0.htm.

「リスボン戦略」は、2005年2月に全体指針と各国行動計画との調整プロセスの簡易化を含む「新リスボン戦略」に衣替えした。

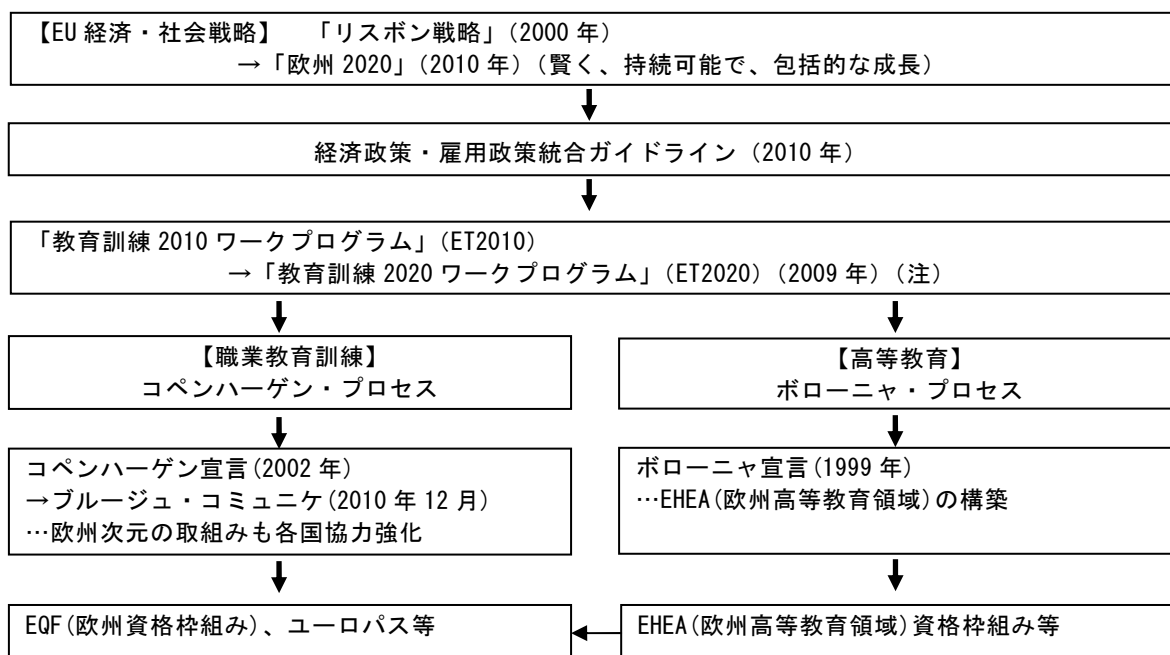
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2005:0024:FIN:EN:PDF>).

¹⁸ http://www.esib.org/documents/external_documents/0202_EC-council_detailed-work-program.pdf.

¹⁹ EU加盟27カ国にクロアチア、トルコ、アイスランド、ノルウェーが加わる。

http://ec.europa.eu/education/pdf/doc125_en.pdf.

図表 7-2 EU の経済・社会戦略と教育・訓練政策改善プロセス



(注) 「生涯学習行動統合プログラム」(2007-2013年)²⁰が展開中である。

ボローニャ・プロセス²¹とは、どこの大学で学んでも共通の学位・資格が得られる「欧州高等教育領域」の構築を目指す1999年のボローニャ宣言を実現していく過程を言い、EUを超えたロシアを含む「欧州」46カ国が参加し、2年ごとに、高等教育大臣会議が開催されている。同宣言の内容は、①理解しやすく比較可能な学位システムの確立、②2サイクルの大学構造(学部/大学院)の構築²²、③欧州クレジット移転蓄積制度(ECTS)の導入、④欧州レベルでの質保証、⑤カリキュラムの発展、学習・訓練・研究面での統合プログラムの策定等高等教育での必要な欧州次元の推進等である。2サイクルは、その後3サイクル(bachelor【学士】、master【修士】、doctorate【博士】)に発展した。また、科目領域での学習プログラムの比較可能性、互換性、透明性を支援するための参照ポイントを開発するためのプラットフォームとして「チューニング・プロジェクト」が2000年に始まり、欧州の高等教育に大きな影響を与えている。

ボローニャ・プロセスでは、2年ごとに、各国の大学及びその学生代表に支援されつつ高等教育大臣会議が開催され、それまでの2年間の進展状況の総括とその後の2年間の方針が取り決められる。2005年のベルゲン会議コミュニケでは、3つのレベルからなる QF-EHEA

²⁰ 以下の4つの下位プログラムを通じ多様な実務プロジェクトを支援している。①学校教育の「コメニウス・プログラム」、②高等教育の「エラスムス・プログラム」、③職業教育訓練の「レオナルド・ダ・ヴィンチ・プログラム」、④成人教育の「グルントヴィ・プログラム」。

²¹ http://www.ond.vlaanderen.be/hogeronderwijs/bologna/documents/MDC/BOLOGNA_DECLARATION1.pdf.

²² EU27カ国では、ボローニャ・プロセス開始前には、ドイツ、オランダ、イタリア、スウェーデン等11カ国では修士号ないしそれに相当する学位(degree)につながる一つだけの長い循環があるだけであった(他の16カ国には2サイクルが存在した)。

(欧州高等教育領域資格枠組み) が採択され、2010年3月のブタペスト・ウィーン会議では、「ヨーロッパ高等教育領域」の構築(1999年のボローニャ宣言の目標達成)が正式に宣言されたが、今後とも2年ごとに高等教育担当大臣会議を開催して政策の点検・見直しを続けることとなった。

「ET2020 (教育訓練2020ワークプログラム)」は、「特に必要な作業」の一つとして、「適切な学習成果に基づく国レベルの資格枠組み (NQF) の発展とその EQF (欧州資格枠組み) へのリンク、様々な教育・訓練セクター間のコース転換や、意図的だが政府・職場等の支援なく、公的機関以外で行われるノン・フォーマルな学習、ないしは日常活動で行われる意図的でないインフォーマルな学習に向けた一層の開放、学習成果の一層の透明性と認識等を柱とする、より柔軟な (flexible) 学習経路の確立」を挙げている。EQF とそれに基づく各国 NQF の策定は、各国の職業教育訓練制度の限界を突き崩し、欧州労働市場を創り出そうとする挑戦の中心に位置付けられている。

2. EQF (欧州資格枠組み) の意義

欧州では、社会で共有される「資格」(qualification) が定着しているが、①教育、訓練、労働市場間のリンクを強化する、②教育、訓練の様々な部分を結合し、理解しやすくすることで、資格制度の一貫性 (coherence) を強化する、③各国の国内資格システムを、各国間で理解・通覧しやすいものにする、等の多様な目的を兼ね、現在、教育と労働の世界を横断した資格枠組みづくりに向かっている。これが、EQF (欧州資格枠組み)²³ (図表 7-3) とそれに準拠した NQF (国単位の資格枠組み) の策定である。

EQF は、義務教育 (前期中等教育) 修了レベル (レベル 1) から博士号取得レベル (レベル 8) までの 8 つの資格参照レベルを設定し (図表 7-3)、各国の全ての教育・訓練に関する資格につき、その資格保有者がどのようなレベルの知識、スキル、コンピテンスを持つか、欧州全域で比較可能にするものである。すなわち、欧州 A 国の資格 (認定証、学位等を含む) が、A 国の NQF→EQF→欧州他国の NQF のリンクを通じ、欧州他国の資格と比較可能になるというものである。

EQF は、EU 経済戦略 (リスボン戦略)、コペンハーゲン・プロセス、ボローニャ・プロセスという 3 つの重要な政策発展領域を接合するフレームワークとして構想されたものであり、教育訓練体系全般の見直しを促す起爆剤となることを期待されている。欧州各国は、2012 年末までに各国の国内資格を、国単位の資格枠組みである NQF の整備を通じ、EQF に参照づける (referencing) ことになっている。

²³ European Qualifications Framework.

図表 7-3 EQF (欧州資格枠組み)

	高等教育	知識	スキル	コンピテンス
	ヨーロッパ高等教育領域の資格枠組みとの互換性	理論ないし事実に結び付けて表現される。	認知的なもの（論理的、直観的、創造的な思考の使用を伴う）ないし実践的なもの（手先の器用さと手法、材料・道具・装置の使い方を伴う）として表現される。	責任と自律の観点から表現される。
レベル 8	博士レベル (高等教育第 3 期)	仕事または学習の分野における最も高度な最先端の、かつ分野間の境界についての知識	最先端の専門的スキルと技術研究やイノベーションにおける重大な問題を解決し、既存の知識や専門的実践を拡張し再定義するのに必要な分析と評価を含む	十分な権威、イノベーション、自律性、学究的・専門的完全性、研究を含む仕事または学習の最前線における新しいアイデアやプロセスの開発への持続的な貢献を示すことができる
レベル 7	修士レベル (高等教育第 2 期)	ある分野の仕事または学習の最前線の知識を含む独創的な思考や研究の基礎としての高度な専門知識	新しい知識と手順を開発するため、異分野からの知識を統合するための研究やイノベーションに必要な専門的な問題を解決するスキル	複雑で予測不能な、新しい戦略的アプローチを必要とする仕事または学術の状況の管理・改革、専門的知識や実践への貢献およびチームの戦略的な達成度の検証に対する責任
レベル 6	学士レベル (高等教育第 1 期)	ある分野の仕事または学習の高度な知識 理論と原理の批判的理解を含む	仕事または学習の専門分野における複雑で予測不能な問題の解決に必要な、熟達とイノベーションを示す、高度なスキル	予測不能な仕事または学習の状況における意思決定に対する責任を伴う複雑な技術的・専門的活動またはプロジェクトの管理 個人および集団の専門的能力の開発管理に対する責任
レベル 5	準学士レベル (短期高等教育)	ある分野の仕事または学習の包括的・専門的な事実に・理論的知識およびその限界の認識	抽象的な問題の創造的な解決策を開発するのに必要な総合的な認知と実践的なスキル	予測不能な変更がある仕事または学習状況での管理監督、自己と他者の達成状況の検証と発展
レベル 4		仕事または学習のある分野内の幅広い文脈における事実に・理論的知識	仕事または学習のある分野における特定の問題を解決するのに必要な認知と実践的なスキル	通常予測できるが、変更されることのある仕事または学習のガイドラインに沿った自己管理、仕事または学習活動の評価と改善に対する多少の責任を伴う他者の定型的任務の監督
レベル 3		ある分野の仕事または学習についての事実、原理、プロセスおよび一般的概念の知識	基本的な方法、道具、材料及び情報を選択し、適用することによって、任務を達成し問題を解決するのに必要な認知と実践的なスキル	仕事または学習における任務の完遂に対する責任 問題解決のために自己の行動を状況に適応させることができる
レベル 2		ある分野の仕事または学習についての基本的事実の知識	任務を遂行するための関連情報を利用でき、単純な規則と道具を用いて日常的な問題を解決できる、基本的な認知と実践的なスキル	多少の自律性を伴う監督下での仕事または学習
レベル 1		基本的な一般知識	単純な任務の遂行に必要な基本的スキル	体系化された状況における直接監督下の仕事または学習

出所：松井裕次郎「若年者の就業支援 ―EU、ドイツ、イギリス及び日本の職業訓練を中心として」、『青少年をめぐる諸問題総合調査報告書』、国立国会図書館、2009.2、を筆者が一部修正。（原典は、Recommendations of the European Parliament and of the Council on the Establishment of the European Qualifications Framework for Lifelong Learning, 2008）

3. 「知識 (knowledge)」、「スキル (skill)」、「コンピテンス (competence)」

図表 7-3 でみるよう、EQF は、「知識 (knowledge)」、「スキル (skill)」、「コンピテンス (competence)」で構成されているが、EQF を定めた欧州議会・欧州理事会勧告 (2008) 付属文書 I では、次のように定義されている。

(1) 知識 (knowledge)

「知識は、学習を通じ吸収された情報の所産 (outcome) を意味する。知識は、仕事や学

習分野に関連する、事実、原理、理論、実践の集まりである。EQFの文脈では、知識は、理論ないし事実に結び付けて表現される。」

(2) スキル (skill)

「知識を適用しノウハウを使用して仕事を完成し問題を解決する能力 (ability) を意味する。EQFの文脈では、スキルは、認知的なもの (論理的、直観的ないし創造的思考の使用を伴う) ないし実践的なもの (手の器用さと手法、用具、道具、装置の使用を伴う) として表現される。」

(3) コンピテンス (competence)

「仕事や学習状況、専門的ないし個人的な発展・成長において、知識、スキル、個人的・社会的・方法論的な能力を使いこなす能力を意味し、EQFの文脈においては、責任と自律の観点から表現される。」

4. QF-EHEA (欧州高等教育領域資格枠組み) との関係

高等教育のボローニャ・プロセスにおける QF-EHEA は高等教育に限定されるが、EQF は高等教育にとどまらず、職業教育を含むあらゆる領域をカバーするものである。各国は、EQF とも QF-EHEA とも参照可能な NQF を構築することが求められているが、この作業はたやすいものではない。

(1) QF-EHEA (欧州高等教育領域資格枠組み)

高等教育のボローニャ・プロセスにおいても、欧州レベルでの資格枠組みがある。これが QF-EHEA で、高等教育機関の3つのレベルないしサイクル (学士、修士、博士) に基づき、高等教育機関で授与される主要資格に対応している。2005年のベルゲン・コミュニケで採用されたものである。そのレベルは、次の2つの次元 (dimension) を使って表現される。

第1に、学習成果評価指標²⁴である。卒業生の学習成果が、「知識と理解」、「知識の適用と理解」、「判断」、「コミュニケーションスキルと学習スキル」について表現される。

第2に、履修単位 (credit) である。初めの2つのサイクル (学士課程、修士課程) は ECTS (欧州クレジット移転、蓄積制度) が適用される。第1サイクルは 180~240ECTS、第2サイクルは 60~120ECTS²⁵で、第3サイクル (博士課程) は、履修単位では表現されない。60ECTS は1年間のフルタイム学習に相当する学習負荷に対し授与される履修単位数である。

²⁴ learning outcomes descriptors、いわゆるダブリン指標。

²⁵ 多くの国 (ドイツ、フランス、イタリア、デンマーク等) の主要モデルは、学部180 (3年) + 修士120 (2年) であるが、ブルガリアは240 (4年) + 60 (1年)、スコットランドは240 (4年) + 90 (1.5年) である。イングランド、オランダ、スペイン、スウェーデン等では様々なモデルが並列している。

(2) EQF と QF-EHEA (欧州高等教育領域資格枠組み) の相違

EQF、QF-EHEA とも、当初は 2010 年末までに対応する NQF の制定をメンバー国に求めていたが、期限内に制定を終えた国は少数に留まった。NQF 制定が遅れているのは、2010 年のリーマンショックに起因する世界大不況の影響もあるが、この 2 つの汎欧州資格枠組みに調和した NQF 策定に各国が苦心していることも大きいとされる。

ETF (2011) によると、QF-EHEA を定めたボローニャ・プロセスは各国の自主的活動に基づく調和プロセスであるのに対し、EQF は資格や異なったシステム間の関係を明確にする「翻訳手段」として考案されたという。また、ボローニャ・プロセスの高等教育機関の 3 つのレベルないしサイクル (学士、修士、博士) のために開発された資格レベル説明指標 (いわゆるダブリン指標) は、EQF のレベル 5 からレベル 8 に対応する (図表 7-3) とされるが、EQF のレベル 6 から 8 に当たる高等教育レベルでの職業教育訓練をどう扱うかについては、各国は非常に苦心している。高等教育レベルでの職業教育訓練は欧州各国でも多様なシステムが取られており、CEDEFOP (2011) は以下のように分類している。同書によると、政策的に高等教育での専門教育プログラム (大学で提供される専門プログラム等) と高等レベルの職業教育訓練プログラムとを同一に評価する方向に向かっているが、学術的コースと職業的コースの区分意識は多くの国でいまだ強いという。

- ① デュアルシステム (ドイツ)
- ② 認証と承認の統合システム (アイルランド、フランス、イングランド)
- ③ 高等教育政策内での高等教育訓練
 - a) 高等専門教育と大学教育が次第に統合 (ノルウェー)
 - b) 高等専門教育と大学教育との分離継続 (チェコ、デンマーク、オランダ、フィンランド)
- ④ 教養的高等教育に政策力点 (ギリシャ、ポーランド)
- ⑤ 高等教育レベルでは職業教育訓練に明確な焦点なし (ポルトガル、ルーマニア)

なお、多くの国では職業教育訓練の資格レベルの決定について “best fit principle (最適適合原則)” を、高等教育の資格レベルの決定については “full fit principle (完全適合原則)” を採用している。「最適適合原則」とは、どのレベルに相当するかの最終決定は、「知識」、「スキル」、「コンピテンス」の総合的判断に基づき下されるというものであり、「完全適合原則」とは、どのレベルに相当するかの最終決定は、諸要件に完全に見合うよう認定されなくてはならないというものである。

(3) 両者の NQF (国レベルの資格枠組み) への反映方法

CEDEFOP (2010) によると、QF-EHEA との関係から、NQF のデザインには 3 つの大きな流れがあるとしている。

- ① ほとんど全てのレベルと資格を包含し、首尾一貫したワンセットの「資格レベル説

明指標」(level descriptors)で構成されたNQF(大多数の国)

アイルランド、フランス、マルタ、英国(高等教育資格を除く。)等。草案段階では、クロアチア、ドイツ、アイスランド、ポーランド

- ② レベル1-5とレベル6-8を分け、後者は、QF-EHEAに準拠し、高度教育機関で授与された3ランクの資格に限定したNQF

ベルギー(フランス語地域)、デンマーク、ルーマニア

- ③ レベル6-8は並列した鎖構造(“strands”)に分ける妥協をしたNQF

ベルギー(オランダ語地域)、オーストリア

QF-EHEAの重要な特徴は、「累進的」(progressive)性格で、第1サイクルが第2サイクルのプログラムの入口、第2サイクルが第3サイクルのプログラムの入口となっている。2011年9月現在で、オランダ語圏ベルギー、ドイツ、アイルランド、オランダ、英国(スコットランド以外)、スコットランド等が批准している。

第3節 欧州各国の国単位の資格枠組み(NQF)策定動向

1. NQF デザイン

現在、欧州各国は、資格レベル、「資格レベル説明指標」(level descriptors)²⁶からなるEQF及びQF-EHEAマトリックスに、各国の資格制度をリンクさせる仲介装置として、NQFの策定に奮闘している。

NQFの策定目的(ニーズ)は3つに大別される。第1に、現存制度改革目的の強いNQFで、旧東欧諸国に多い。第2に、教育・訓練・労働市場間のコミュニケーション改善志向の強いNQFで、デンマークやオランダがその例とされる。第3に、英国(イングランド=北アイルランド)やフランス等、資格の質等の規制色が強いNQFである。

レベルの数については、34カ国中、26カ国前後が8レベルを提案ないし導入している。しかし、アイルランドは10レベル、英国(スコットランド)は12レベル、英国(イングランド・北アイルランド)と同(ウェールズ)は9レベル(EQFの8レベル+入門レベル)、フランスは5レベル(但し、8レベルへの移行に向け見直し中)、アイスランドとノルウェーは7レベルを採用している。なお、英国(イングランド・北アイルランド)と同(ウェールズ)、オランダ等では、EQFのレベル1の下に入門レベルを導入している。

「資格レベル説明指標」は、ほとんどの国で、「学習成果ベースのアプローチ²⁷」に基づいたEQFの「知識」、「スキル」、「コンピテンス」を採用している。しかし、ドイツ、オランダ等では、「コンピテンス」は学習成果以上のもので、知識、スキル、物事に対する考え方、

²⁶ “(level) descriptor”は、直訳では「(レベル)記述子」となるが、本論文では「資格レベル説明指標」と意訳している。

²⁷ learning outcomes based approach.

他の個人的、社会的能力などを処理する包括的な概念とされる。

なお、多くの国の NQF は、当面は、一般教育、高等教育、職業教育訓練における公的機関で授与された全ての公的承認資格を対象とするとしているが、北欧諸国等（デンマーク、フィンランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン）では、現在は公的資格と見なされていない、企業やセクターで交付された認定証や修了証書も、早い段階から対象とする方針である。

2. EQF とのリンク手順

NQF の実施イコール、EQF への参照（準拠）完了というわけではない。EQF への参照には、EQF 助言グループとの相談を経て、NQF の資格レベルと EQF の資格レベル説明指標とは明確で実証できるリンクがある等、10 の基準(criteria)（図表 7-4）を満たしていることを示す報告書を欧州委員会に提出しなくてはならない。

10 の品質基準のうち、第 5 の基準は、「国レベルにおける教育・訓練の品質保証制度は、NQF へ参照され、「EQF 勧告」付属文書Ⅲに示されたような）関連する欧州の原則とガイドラインと整合的である。」という基準である。ここでいう「EQF 勧告付属文書」とは、「高等教育および職業教育訓練における品質保証のための共通原則」²⁸であり、以下、イングランド（+北アイルランド）の対応状況の例を紹介する（図表 7-5）。

図表 7-4 EQF 参照基準

基準 No	参照基準内容と手続き
1	各国調整ポイント機関（The National Coordination Point）を含む参照プロセスに関与する国レベルの全団体の責任と法的能力が明確に決まり、適格性を備えた公的機関（competent public authorities）により公表されている。
2	NQF の資格レベルと EQF の資格レベル説明指標とは明確で実証できるリンクがある。
3	NQF とその資格は学習成果の原則と目的に基づき、ノンフォーマル、インフォーマルな学習に関する取り決め、そしてクレジット（教育訓練単位）制度が存在するところではその制度とリンクしている。
4	NQF への資格の包含手続きは透明である。
5	国レベルにおける教育・訓練の品質保証制度は、NQF へ参照され、「EQF 勧告」付属文書Ⅲに示されたような）関連する欧州の原則とガイドラインと整合的である。
6	参照プロセスは、適切な品質保証団体の言明された合意（the Stated Agreement of the Relevant Quality Assurance Bodies）を含まないとならない（shall include）。
7	参照プロセスは、国際的専門家を含まないとならない。
8	力量のある国レベルの団体ないし諸団体が NQF の EQF への参照を認証しなくてはならない。本参照基準を個別に対処して、参照したこと及び参照を支える根拠データを、各国調整ポイント機関を含む力量のある国レベルの諸団体が、公表しなくてはならない。
9	EQF 公式プラットフォームは、完結した参照報告へのリンクを含む参照プロセスを終えたことを確認した加盟国を公的にリストアップする。
10	参照プロセスに従い、また EU 勧告のスケジュールに沿い、力量のある機関により発行された全ての新資格認定証、終了証書、ユーロパス文書認可証は、NQF を通じ適切な EQF レベルの明確に参照付けされていることを示す。

出所：QCDA(Qualifications and Curriculum Development Agency, UK), "Report - Referencing the Qualifications Frameworks of the United Kingdom to the European Qualifications Framework", Revised 2010, p12-16

²⁸ Common Principles for Quality Assurance in Higher Education and Vocational Education and Training in the Context of the European Qualifications Framework.

図表 7-5 EQF における 9 つの品質保証「共通原則」

共通原則番号 (common principles, CP)	内容	イングランド (+北アイルランド) の対応状況
共通原則 1	品質保証の政策・手続きは、EQF の全てのレベルを支えるものであるべきである。	品質保証の政策・手続きは QCF (資格・クレジット単位枠組み) の全ての部分を支えている。規制当局の役割、資格授与機関として活動する要件、資格授与機関により承認される教育・訓練実施者 (以下、「センター」とする。) の要件を含む。さらに、QCF 内の単位や資格のための要件も含む。
共通原則 2	品質保証は、教育・訓練機関の内部管理を統合するものであるべきである。	QCF 内で単位や資格を提供する全教育・訓練実施者は、総合的な評価を実践し、資格授与機関が定めた要件と適合していることを保証するため、内部的な品質保証システムを整備しなくてはならない。これらの要件は、センターの性質や公的資金援助の有無に関わらず適用される。
共通原則 3	品質保証は、外部のモニター団体ないし機関による施設、プログラム、品質保証システムに対する定期的評価を含むべきである。	QCF 内で単位や資格を提供する全センターは、資格授与機関による初期承認プロセス及びその後の定期的モニタリングを受けなくてはならない。承認プロセスは、単位や資格を持続的に提示し提供するセンターの能力や提案された運用方法そして品質保証システムの評価を含む。継続するモニタリングは、これらの方法やシステムが十分に運用されているかをチェックし、センターでの評価実践をモニターする。資格規制機関は、授与機関への定常的モニタリングの一環として、センターへの訪問を実施することもある。さらに、高等教育機関以外で公的資金を賦与された全教育・訓練機関は Ofsted (イングランド教育基準局) か ETI (北アイルランド教育訓練監察局) の定期的モニタリングを受ける。
共通原則 4	品質保証に従事する外部のモニター団体または機関は、定期的見直し (regular review) に従うべきである。	授与機関は資格規制機関による初期承認プロセスと引き続くモニタリングを受ける。非職業資格に関する CCEA (Council for the Curriculum, Examinations and Assessment, 北アイルランドカリキュラム・試験・評価評議会) の仕事ぶりは、北アイルランド教育省のレビューを受け、職業資格は同就業・学習省のモニタリングを受ける。イングランド等の Ofqual (資格・試験監督局) の仕事ぶりは英国議会と北アイルランド議会によりレビューされる。
共通原則 5	品質保証は、アウトプットと学習成果に重点を置きながら、背景、インプット、プロセス、アウトプット次元を含むものでなくてはならない。	資格規制機関、授与機関、センターにより行われる品質保証プロセスは、登録された単位や資格を獲得しようとする学習者を支援するセンターの能力を含む関連するプロセスとともに、学習者の単位・資格・成果の評価をモニターする目的で策定される。
共通原則 6	品質保証は、次の要素を含むものであるべきである。	
	A. 明確で測定できる目的と標準	目的と標準は、QCF 向けの規制の仕組みにある全レベルで設定されている。これらの要件内で、授与機関は、センターが適合しないといけない目的と標準を生み出す。
	B. 利害関係者の関与を含む実施のためのガイドライン	資格規制機関は、規制のための取り決めと関連文書内で実施のためのガイドラインを提供する。授与機関はセンターのためのガイドラインを作成し、その行動をモニターすることを期待される。全ての機関は、ガイダンスを発展させるため、利害関係者の関与ないし協議を含める。
	C. 適切な資源	資格規制機関は、公的団体として機能を果たすために政府により資金等の資源を提供される。授与機関は、運営から生み出される収入を通じ資源を確保する。
	D. 一貫した評価方法、関連する自己評価、外部見直し	資格規制機関はその公表されたガイドラインに沿って授与機関の評価とモニタリングを実施する。授与機関は、自己点検と報告を実施する必要がある。その報告は資格規制機関により、外部点検プロセスの一環としてモニターされる。授与機関はセンターの自己点検と品質保証プロセスを含むセンターに対する点検方法も公開しなくてはならない。
	E. フィードバックの仕組みと改善手続き	資格規制機関と授与機関は、品質プロセスと標準を評価する公式及び非公式のフィードバック手続きを使用する。資格規制機関によるモニタリングのための訪問は、授与機関に課された改善につながるものである。こうした改善行動は資格規制機関が同意するまで繰り返される。
	F. 広く受け入れられる評価結果	モニター・評価結果は、次のサイトで利用できる。 (http://www.ofqual.gov.uk/how-weregulate/90-articles/142-monitoring-and-auditing)

共通原則 7	国際、国、地域レベルでの品質保証への取組みは、概観、統一性、相乗効果、システム全体の分析を確保するため調整されなくてはならない。	QCF 内の品質保証システムとそのプロセスは、イングランド、ウェールズ、北アイルランドをまたがった規制者レベルで調整される。英国全体で使用される共通の規制原則に発展するよう、作業は現在進行中である。
共通原則 8	品質保証は加盟国内、欧州連合を超え、全ての利害関係者を含む、教育・訓練のレベルや制度を超えた協力プロセスであるべきである。	資格規制機関による品質保証プロセスの発展は、使用者主導のセクター別スキル団体、専門職団体、国レベルの教育・訓練機関等の利害関係者からのインプット同様、授与機関、センターからのインプットを取りこむ。プロセスの実施は、センター、授与機関そして資格規制機関間の効果的な作業関係を必要とする。
共通原則 9	品質保証の欧州連合レベルでの取組みは、評価と互いの学び合いのための参照ポイントを提供するだろう。	資格規制機関は、そのウェブサイトで評価結果を公表し、研究目的に利用できるようにし、自らも研究活動を行う。授与機関も評価結果を公開し、承認したセンターに提供する。

出所：European Parliament and Council(2008), “ Recommendation of the European Parliament and of the Council of 23 April 2008 on the Establishment of the European Qualifications Framework for Lifelong Learning”, 付属文書 (Annex) III

3. 各国の策定動向

2008年の欧州議会・欧州理事会合同勧告は、EU各国政府に、2010年末までに国内資格をEQFに関係付ける（「参照」(referencing)）ことを、勧奨(invite)した。このため、EU全加盟国で、1つないし複数（イングランド、ウェールズ、スコットランドの3つの枠組を有するイギリス、オランダ語地域とフランス語地域で2つの枠組を有するベルギー）のNQFを策定し、EQFと関係づけるべく精力的に努力しているが、2010年末までに実現できそうな国は、イギリス、フランス、アイルランド他数カ国に留まる見込みであった。このため、2010年12月7日の「ブルージュ・コミュニケ」（欧州職業教育訓練担当大臣会議宣言）で、2012年末まで「参照期限」が事実上延長された。

2010年末までにEQFとのリンクが成立したのは、イギリス（NQFの数としては、イングランド＝北アイルランド、ウェールズ、スコットランドの3地域それぞれの計3つ）、フランス、アイルランド、マルタの4カ国であり、2011年10月末現在でさらに6カ国（ベルギー・フランダース地域、デンマーク、エストニア、ラトヴィア、オランダ、ポルトガル）がリンクを完了している。残りの諸国も遅くとも2013年までにはEQFとのリンクを完了すると見込まれている（図表7-6）。

欧州委員会は、EQF関連の情報を総合的に提供するポータルサイトを2011年5月に開設。その中で、EQFへのリンクが完了した加盟国同士のNQFレベルの比較ができるようになっている²⁹。

²⁹ http://eqf.intrasoft-intl.com/eqf/home_de.htm.

図表 7-6 欧州主要国の NQF（国単位の資格枠組み）策定状況

国名	枠組みの範囲	資格レベル数	資格レベル説明指標	NQF 発展段階	EQF への参照
EU(EQF)	全ての公的・私的の教育・職業資格を対象。高等教育資格枠組みとの併存可能。	8	スキル、知識、コンピテンス		EUは各国にNQFを、2012年末までにEQFへ参照手続きを終了するよう勧奨。
デンマーク	全ての公認された公的 教育・職業資格。高等教育（6～8）は高等教育資格枠組みで。	8	知識（様々な知識、複雑さ、理解）、スキル（様々なスキル、課題の複雑さ、コミュニケーション）、コンピテンス（行動空間、協力と責任、学習能力）	実施段階（当初は国が認定した資格の、2012ないし13年に私的部門の資格も包含予定。）	準拠報告は2011年5月に提出。
フランス	全ての公的・私的の教育・職業資格を対象。	当面5。8レベルへの移行を検討	スキル、知識、コンピテンス。 スキルを最重視。	2002年実施。 現在改定段階	2010年10月
ドイツ	当面公的資格だけDQFに準拠させ、最終的にはノンフォーマル・インフォーマルに獲得された能力の認証も反映予定。	8レベルを提案	コンピテンスは2類型 ①専門的コンピテンス 知識（深さと幅）とスキル（手段的、体系的） ②個人的コンピテンス 社会的コンピテンス（チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションスキル）と自律性（学習能力）	I T、金属、健康、貿易各部門での試行を終え最終段階。	2012年予定
アイルランド	総合的、統合的NQFが2003年以来実施、初期段階から最高段階の全学習・訓練を包含。	10	知識（幅、種類）、スキル（範囲、選択性）、コンピテンス（文脈、役割、学習能力、洞察力）	実施段階	2009年9月
イタリア	全ての公的・私的の教育・職業資格を対象予定。	未決定	開発中	概念化・設計段階（部分的テスト段階）	2012年予定
オランダ	全公的資格をDQFに準拠させ、かつノンフォーマル・インフォーマルに獲得された能力の認証も反映予定。	8レベル+1入門レベル	状況（コンテキスト）、知識、スキル、責任度合、独立性	実施段階	準拠報告は2011年10月に提出。
スウェーデン	全ての公認された公的 教育・職業資格を対象予定。	8レベルを提案。	知識、スキル、コンピテンス	設計、協議段階	準拠報告は2011年中に提出予定。
英国（イングランド、北アイルランド）	・QCF（資格・単位枠組み）を2008年実施。高等教育は別枠組。ウェールズもほぼ類似の枠組（CQFW）あり。	9（入門レベル含む）	・知識と理解 ・適用と行動 ・自律性と説明責任	実施段階	2010年2月
英国（スコットランド）	QCFはSQCFとして2001年制定。高等教育も包含すべく作業中。	12（入門レベル含む）	・知識と理解 ・実践 ・総合的認知スキル ・コミュニケーション、ICT、計算スキル ・自律性、説明責任、他者との協働	実施段階	2010年2月

出所：CEDEFOP（2012）、2011年10月時点までの情報に基づく。

4. 各国 NQF における資格レベル説明指標の比較

主要国 NQF の「資格レベル説明指標」を、レベル 5 を例にして比較してみよう。イングランド・北アイルランドの資格枠組み（QCF, 資格・クレジット単位枠組み）では、①知識と理解（knowledge and understanding）、②適用と行動（application and action、EQF の「スキル」におおむね相当）、③自律性と説明責任（autonomy and accountability）に分けているが、①は EQF の「知識」に、②は「スキル」に、③は「コンピテンス」にほぼ相当する。フランスでは、スキルを重視するが、ドイツでは、「コンピテンス」（ドイツ語で“Kompetenz”）を、ドイツ版 NQF（DQF）の核心に持ってきている。

図表 7-7 EQF のレベル 5

知識	スキル	コンピテンス
ある分野の仕事または学習の包括的専門的な事実的・理論的知識およびその限界の認識	抽象的な問題の創造的な解決策を開発するのに必要な総合的な認知と実践的なスキル	予測不能な変更がある仕事または学習状況での管理監督 自己と他者の達成状況の検証と発展

出所：CEDEFOP（2012）

図表 7-8 イングランド・北アイルランドの資格枠組みにおけるレベル 5 の「資格レベル説明指標」

概要	知識と理解 (knowledge and understanding)	適用と行動 (application and action)	自律性と説明責任 (autonomy and accountability)
達成事項は、適切な理解、手法、そして、おおまかに（broadly）定義された複雑な問題に取り組むスキルを特定し、利用する能力を反映する。一連の活動を計画し発展させる責任を取るとともに、広い領域（parameters）の中で自律性と判断を行使することを含む。異なる視点、やり方ないし多くの考え方そしてその背後にある論法（reasoning）を理解していることも反映している。	おおまかに定義された複雑な状況（context）で前に進む方法を見つけるために、実用的で理論的で技術的な理解を利用する。 関連する情報、概念、着想（ideas）を分析し、解釈し、評価する。 学習ないし仕事分野の性質と領域を承知している。異なる視点、やり方ないし考え方そしてその背後にある論法を理解する。	おおまかに定義された複雑な問題に取り組む。 適切な手法とスキルを決定し、適用させ、利用する。 行動、手法そして結果を評価する。	他人の仕事に対する責任を含む、一連の活動を計画し、発展させる責任を取る。 広い領域（parameters）の中で自律性と判断を行使する

出所：CEDEFOP（2012）

図表 7-9 フランスの資格枠組みにおけるレベル 3（EQF のレベル 5 相当）の「資格レベル説明指標」

レベル 3 の定義	レベル 3 の学習成果
通常、技術大学研究機関の学位（DUT）又は技術修了証（BTS）又は第一高等教育サイクルの終了に相当する訓練レベルを要する	レベル 3 の資格は知識、能力の高度のレベルに対応するが、関連分野の基礎的（fundamental）科学原理に精通するまでは要求されない。要求される知識と能力は、企画、監督、管理に関する責任を自律的ないし独立に担うことができる個人状況を生み出すものである。

出所：CEDEFOP（2012）

図表 7-10 ドイツ資格枠組みにおけるレベル5の「資格レベル説明指標」

複雑かつ専門的で、可変的な学習分野または職業上の活動領域において、専門的で幅広い課題を自主的に設定し、処理する能力がある。			
専門的能力(Professional competence)		個人的能力(Personal competence)	
知識 (Knowledge)	スキル(Skills)	社会的能力 (Social competence)	自己能力(Self-competence)
ある学習領域内でまとまった専門的 (professional) 知識ないしある活動分野内で統合された職業関連知識を保持する。これは、より深い理論的、専門的知識を含む。学習分野や職業活動分野の範囲や制約に精通する。	極めて多様な認知的、実践的な専門スキルを保持すること。職域をまたがる仕事のプロセスを計画し、代替可能な活動コースと他の領域との相互作用を包括的に考慮しつつ、上記プロセスを評価する。方法と解決策の包括的乗換を提供する。	協調的な方法で、異集団のグループも含むワークプロセスを計画し構造化する。他者を指導し、十分な根拠に裏打ちされた学習ガイダンスを提供する。情報の適切な受益者に目的を絞った形で専門領域を超えて展開する複雑な事実や状況を提示する。	自分及び他者が設定した学習及び作業の目標をじっくり検討し、外面的に評価する。学習目的を自律的に遂行し責任を担う。チームの仕事プロセスの帰結を引き出す。

出所：CEDEFOP (2012)

図表 7-11 デンマーク資格枠組みにおけるレベル5の「資格レベル説明指標」

知識	スキル	コンピテンス
特定の職業領域ないし学習分野において、実践、方法論及び理論の適用についての知識を持たなければならない。 特定職業内において、実践および/ないし最も重要な理論と方法論につき理解し、これらの活用を理解することができなくてはならない。	特定の職業ないし学習分野において、実践と仕事プロセスと関連する包括的なスキルのセットを活用し結集させることができなくてはならない。 実践関連問題を評価し、仕事の手続きやプロセスを調整できなくてはならない。 実践関連問題と可能な解決策を協働パートナーや利用者に明確に伝えることができなくてはならない。	方向づけられた発展及び/ないし学際的な仕事プロセスに入ることができなくてはならない。 特定の職業ないし学習分野の実践に関連して規定された (defined) 管理及び計画機能を引き上げることができなくてはならない。 様々な学習環境において、自らの継続教育訓練の可能性を特定し発展させることができなくてはならない。

出所：CEDEFOP (2012)

第4節 学校教育・公的訓練を含む従前学習（訓練）の承認 (Recognition of Prior Learning Schemes)

EQF を定めた欧州議会・欧州理事会勧告（2008）では、ノンフォーマル・インフォーマルな学習（訓練）（non-formal and informal learning）の認定（validation）を推進するよう求めているが、ブルージュ・コミュニケ（2010年12月の欧州職業教育訓練担当大臣会議宣言）は、遅くとも2015年までに、NQFに適切に支援されながら、国として、ノンフォーマル・インフォーマルな学習（訓練）の承認（recognition）と認定を行う手続きを開発できるよう、取り組み開始を各国政府に勧奨した。今後日本でも注目を浴びることが予想されるので、デンマークの先行事例を簡単に紹介する。

【Frimodt (Rasmusu)=Larsen (Jorgen Ole),” Credit systems for lifelong learning CS3L - Country Background Report Denmark” (2011,BIBB)】

10年間、ソレン・ハンセンさんは、熟練した配管工として働いてきた（職業教育訓練職業認定証を獲得している）。彼は自分で事業を始めたいと思ったが、その目的達成のためには、認可された配管工と光熱衛生エンジニア免許を得る必要がある。彼は地域職業教育訓練学校を訪問し、そのカウンセラーから通常取得に2年かかるエンジニア取得プログラムを短縮する方法を聞いた。

- ① これまでの学習成果を集めて文書化（Collection and documentation of prior learning outcomes）：学習・訓練履修証明証、仕事経験とスキル・能力、地域の研修会受講内容
- ② 衛生エンジニア教育への応募（Application for admission to the sanitary engineer education）：教育・訓練期間短縮出願、資格・学習成果の文書化によるスキル・能力評価スキーム活用欄記入
- ③ ガイダンス面接とスキル評価（1日）（Guidance Interview and skills assessment）
- ④ ソレン・ハンセンさんのこれまでの学習成果の承認（次の事項が承認された。）IT・運転免許（基礎ITスキル）、学位コースの完全取得（組織論）、入札・品質管理・会計分野での仕事経験と能力、地域スポーツクラブでのマネジメント・コース履修
- ⑤ 認定プロセスの結果（Outcome of validation process）：ソレン・ハンセンさんは、総合して20週間分の学習訓練時間短縮に相当するクレジットが付与されるであろう。

第5節 能力評価に関連するEUのその他の制度枠組み

1. ユーロパス

ユーロパス（Europass：欧州共通履歴書）は、欧州内での就業、学習のための地域間移動に際し各個人のスキルや能力を適切に伝達することができるよう、5つの文書からなるものである。全欧州で大変活用されており、将来的にはEQFを反映することになっている。5つの文書とは、基本履歴書（Europass CV）、ユーロパス・言語パスポート（この2つは自己記載）、ユーロパス・モビリティ（学習・訓練での他国滞在記録）、ユーロパス・認定証付属文書³⁰、ユーロパス・修了証書付属文書³¹からなる。基本履歴書は、2005年2月の開始以来、1,731万件がオンラインで記入完成されている（2012年1月末現在）³²。

なお、労働者の持つ資格の相互承認を拡大するため、EUは2011年に入り「欧州職業

³⁰ Europass certificate supplement：公式職業教育・訓練関係。

³¹ Europass diploma supplement：高等教育関係。

³² http://europass.cedefop.europa.eu/europass/home/hornav/Introduction.csp?loc=en_GB.

日本のジョブ・カード制度はユーロパスとはやや狙いが異なる。正社員経験の少ない者を対象に、ハローワーク等で登録キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングを受けながら、職務経歴、学習・職業訓練歴、免許・資格などを「ジョブカード」と呼ぶ書類に取りまとめるもので、2008年4月開始から2011年12月末までに約63.58万人が取得し、そのうち約14.9万人が職業能力形成プログラムを受講した。

カード³³」の導入検討を本格化した。「欧州職業カード」は、職業資格や就業許可内容などを示したカードで、EU 域内共通の公的職業証明書となる。カード導入に向け、欧州委員会は医師、弁護士、建築士、技術者、旅行専門家など 32 の職種につき、独仏英オランダなど 10 カ国の専門家でつくる運営委員会を創設、具体案の検討に入った。それにともない、職業資格指令³⁴の見直しも必要になっている。すなわち、現在は医師などの医療関係者と建築士は EU 加盟国の 1 カ国で資格をとると、EU 全域で資格が自動的に承認されるようになっているが、それ以外の職種では原則、外国人の資格を認めるかは加盟国ごとの判断で、基準は統一されていない。今後は、多くの専門職種で、最低限の養成要件を欧州内で調和させ専門家の域内移動を活性化する方針である³⁵。

2. ECVET³⁶ (欧州職業教育訓練単位制度)

2002 年、EU 加盟国は職業教育訓練のためのクレジット（成果ポイント）制度の検討に合意した。CEDEFOP（2008、邦訳 2011）の「コメント」（邦訳版の p 45）でいうように、ECVET は、「クレジットポイント付与の対象となる移転可能・蓄積可能な学習単位にまとめられ、個人の学習成果証明書に登録された学習成果（知識・スキル及び／又は能力（コンピテンス））で表現される資格の規定に基づく」もので、EQF と同様に、様々な資格制度、一般・職業教育の学習成果を包含する。学んだ場所（国、学校その他機関）や教育訓練期間ではなく、学習成果に基づいてポイントを与え、ポイントの蓄積に応じ単位を認定し、必要な単位を満たした場合に資格を認証する（60 ポイントが 1 年間フルタイムの VET による学習成果に相当）。EQF が定着した後の次のステップとして考えられているもので、2009 年 6 月に出された欧州理事会・議会同年勧告³⁷で、本格推進されることになった。勧告では、2012 年から徐々に導入を進めるよう、各国政府に要請しており、例えば、英国は、ECVET を組み込んだ枠組みを、イングランド・北アイルランド地域では QCF（資格・クレジット枠組み）、ウェールズではほぼ同内容の CQFW（ウェールズ・クレジット・資格枠組み）、スコットランドは独自色の高い SCQF（スコットランド・クレジット・資格枠組み）という形で、すでに導入済みである。

3. ECTS (欧州クレジット移転蓄積制度)

高等教育の改革では、先に紹介した EHEA（欧州高等教育領域）資格枠組みの他に、

³³ European professional card.

³⁴ “Directive 2005/36/EC of the European Parliament and of the Council of 7 September 2005 on the recognition of professional qualifications”,
(http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2005/l_255/l_25520050930en00220142.pdf),

³⁵ “Green Paper – Modernising the Professional Qualifications Directive”,
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0367:FIN:en:PDF>).

³⁶ European Credit system for Vocational Education and Training.

³⁷ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:155:0011:0018:EN:PDF>.

ECTS³⁸が重要である。

ECTS は、大学以上の高等教育に限定された、単位（クレジット）の移転・蓄積に関する欧州の枠組みである。ECVET 同様に、60 ポイントが 1 年間フルタイムの公式学習に付与されるもので、ECVET より早く、1999 年のボローニャ宣言で打ち出され、全欧州での単位の互換を推進している。ECTS は、高等教育機関のカリキュラム・デザインと教育の質保証も支援している。

4. 職業教育訓練の（品）質保証参照枠組み（EQAVET）

職業教育訓練（VET）修了者が適切に就業ないしキャリアアップし、人々が生涯を通じて学習（訓練）を継続できるよう、教育訓練内容の質を保証し、職業教育訓練をより魅力のあるものにする取組みが次第に重視されるようになってきている。成果指標（テスト結果、修了率、習得時間、他の教育プログラムへの転換率、就職率等）やガイドラインによる運営管理や訓練カリキュラムの大幅見直し等による訓練内容の改善が多くの国で実行されている。こうして、（品）質基準と（品）質指標に基づく改善サイクル（計画、実施、評価、改善の PDCA サイクル）による職業教育訓練の質保証参照枠組み（EQAVET）に関する欧州議会・欧州理事会合同勧告³⁹が、2009 年 6 月に採択された。図表 7-12 はその付属文書 I で、PDCA サイクル各局面での品質基準と説明指標、図表 7-13 はその付属文書 II で、品質評価の共通指標である。2010 年末の「ブルージュ・コミュニケ」は、EU 加盟国は 2015 年末までに EQAVET に準拠し、職場での関連する学習・訓練にも適合、国内教育・訓練事業者に通の質保証枠組みを国レベルで策定すべきと勧奨している。このように、訓練内容の質向上が強調される背景には、後期中等教育（高校）段階での職業ルートを希望する者が減少していること、生涯学習ニーズが高まっていること、等が挙げられている（CEDEFOP, 2009 ②）。

³⁸ http://ec.europa.eu/education/lifelong-learning-policy/doc48_en.htm.

³⁹ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:155:0001:0010:EN:PDF>.

図表 7-12 EQAVET（欧州職業教育訓練品質保証参照枠組み）での
品質基準（Quality Criteria）と説明指標（Indicative Descriptors）

	VET（職業教育訓練）制度レベルでの説明指標 (Indicative descriptors at VET-system level)	品質基準 (Quality Criteria)
計画は関連する利害関係者により共有される戦略ビジョンを反映し、明示的な目標/目的、行動、指標を含む。 (Planning reflects a strategic vision shared by the relevant stakeholders and includes explicit goals/objectives, actions and indicators)	<ul style="list-style-type: none"> • VET の目標 (goals) / 目的 (objectives) は、中期的・長期的に表現され、欧州目標とリンクする。 • 関連する利害関係者が様々なレベルで VET の目標・目的の設定に関与する。 • ターゲットは特定指標（成功基準）で定められ、モニターされる。 • プロセス (mechanism) と手続きは訓練ニーズを特定するよう定められている。 • 情報指針は、国/地域のデータ保護要件に則った質の結果/成果の最適な情報公開を保証するよう工夫される。 • 個人の能力 (competences) の承認、認定、認証のための標準、ガイドラインが規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 欧州、国、地域の VET 政策目標/目的は、VET プロバイダーが設定した地域ターゲットに反映する。 • 明確な目標/目的及び地域ターゲットが設定され、モニターされる。 • 特別の地域/個人ニーズを特定するため、関連する利害関係者との継続する協議が行われる。 • 質管理と発展の責任は明確に配分されている。 • 質の発展などスタッフが計画初期から関与する。 • VET 提供者は、他の提供者との協力戦略を計画する。 • 関連する利害関係者が地方ニーズの分析プロセスに参画する。 • VET 事業者は明確で分かりやすい品質保証システムを構築する。
実施計画は利害関係者との協議で立案され、明確な原則を含む。 (Implementation plans are devised in consultation with stakeholders and include explicit principles)	<ul style="list-style-type: none"> • 実施計画は、様々なレベルでの、労使、VET 提供者、そして他の関連する利害関係者との協力により構築される。 • 実施計画は、必要な資源への考慮、利用者の適応能力、支援に必要なツールやガイドライン等からなる。 • ガイドラインと標準が様々なレベルで実施のために工夫される。 • 実施計画は教員・指導員訓練に対する特定支援を含む。 • VET 提供者の実施プロセスでの責任は明確に記述され、分かりやすい。 • 国/地域の品質保証枠組みは、継続的な改善と自己規制を推進するため、工夫され、VET 提供者段階でのガイドラインや質標準を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> • 資源は、実施計画で設定された目標を達成する観点から、適切に内部的に調整される/割当られる。 • 関連する包括的な提携関係 (partnership) は、計画された行動を実施するため明示的に支援される。 • スタッフの能力 (competence) 発展を目指す戦略計画が教員・指導員の訓練ニーズを特定する。 • スタッフは、能力構築と質の改善を支援し、業績を強化するため、定常的訓練に取組み、関連する外部の利害関係者と協力関係を発展させる。
成果とプロセスの評価は定期的実施され、計測により支援される (Evaluation of outcomes and processes is regularly carried out and supported by measurement)	<ul style="list-style-type: none"> • 評価手法は内部、外部の評価をカバーして、改定されている。 • モニター・評価プロセスへの利害関係者関与が合意され明確に記述されている。 • 国/地域の改善及び品質保証の標準・プロセスは適切で部門ニーズに釣り合っている。 • システムは、必要に応じて、自己評価、内部・外部点検の対象となる。 • 初期警告システムが実施されている。 • 実績指標が適用される。 • 関連する、定期的、統合的なデータ収集が、成功度合いを測り改善領域を特定するために行われる。適切なデータ収集方法が工夫される（例：アンケート、指標/測定基準） 	<ul style="list-style-type: none"> • 自己査定/自己評価は国や地域の規制/枠組み又は VET 提供者のイニシアティブで定期的実施される。 • 評価と見直しは、スタッフの業績や満足と同様に学習者の満足を査定する等教育のプロセスと結果/成果に及ぶ。 • 評価と見直しは、内外の利害関係者を巻き込む適切で効果的なメカニズムを含む。 • 初期警告システムが実施されている。
点検 (Review)	<ul style="list-style-type: none"> • 点検に着手する手続き、仕組み、手段は全レベルで規定される。 • プロセスは定期的に見直され、変化のための行動計画が立案される。システムはそれに応じて調整される。 • 評価結果の情報は公的に入手可能。 	<ul style="list-style-type: none"> • 学習者のフィードバックは、個人の学習経験や学習・教育環境の中で積み重ねられる。教員のフィードバックと一緒に次なる行動を知らせるために使われる。 • 見直し結果に関する情報は広く公的に入手可能。 • フィードバックと見直しの手続きは、組織の戦略的学習プロセスの一部となっている。 • 評価プロセスの結果/成果は関連利害関係者と協議され、適切な行動計画が実行される。

図表 7-13 EQAVET（欧州職業教育訓練品質保証参照枠組み）での「VET（職業教育訓練）の質を評価するために選択された 10 の品質指標セット」

指標	指標の型	政策目的
品質保証のための包括的指標		
No1：VET 事業者の品質保証システムの妥当性 (a) 法律で/自主的に規定された内部品質保証システムを適用している VET 事業者割合 (b) 認定された VET 事業者割合	背景/インプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ VET 事業者レベルでの質改善文化の促進 ・ 訓練の質に関する透明性の増大 ・ 訓練供給に関する相互信頼の改善
No2：教員、訓練指導員の訓練への投資 (a) 継続訓練を受講した教員・指導員割合 (b) 投資資金額	インプット/プロセス指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ VET の質的發展のプロセスにおける教員と訓練指導員の当事者意識の促進 ・ 労働市場の変化する需要に対する VET の反応性の改善 ・ 個々人の学習能力形成の増強 ・ 学習者の学習成果の改善
VET 政策のための質目的を支援するための指標		
No3：VET プログラムへの参加率 プログラム（注 1）の種類と個人特性基準（注 2）別 VET プログラムへの参加者数	インプット/プロセス/アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ VET 制度や VET の魅力に関する VET 事業者レベルでの基本情報を得る。 ・ 社会的に不利な立場にある集団を含む、VET へのアクセスを対象を絞った支援
No4：VET プログラムの修了率 プログラムの種類と個人特性基準別 VET プログラム修了者及び断念者数	プロセス/アウトプット/アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育成果と訓練プロセスの質に関する基本情報の習得 ・ 参加率と比べたドロップアウト率の算定 ・ VET の質を高めるための基本目的の一つとして首尾よい修了の支援 ・ 社会的脆弱集団への適合する訓練供給支援
No5：VET プログラムの就職率 (a) プログラムの種類と個人特性基準に応じた、訓練修了後の指定された時点での VET 学習者の到達先（注 3） (b) プログラムの種類と個人特性基準別訓練修了後の指定された時点で雇用されている割合	アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業能力の支援 ・ 労働市場の変化する需要に対する VET の反応性の改善 ・ 社会的脆弱集団への適合する訓練供給の支援
No6：習得したスキルの職場での活用 (a) プログラムの種類と個人特性基準別、訓練修了後に各人が得た職業に関する情報 (b) 習得したスキル/コンピタンスに対する受講者・企業の満足度	アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業能力の増大 ・ 労働市場の変化する需要に対する VET の反応性の改善 ・ 社会的脆弱集団へ適合する訓練供給の支援
背景情報		
No7：個別基準に応じた失業率（注 4）	背景指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ VET システムレベルでの政策決定に対する背景情報
No8：社会的脆弱集団への普及 (a) 年齢・性別、（指定された地域ないし管轄区域内で）社会的脆弱集団として分類された者の VET 参加率 (b) 年齢・性別の社会的脆弱集団の成功率	背景指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ VET システムレベルでの政策決定に対する背景情報 ・ 社会的脆弱集団向けの VET へのアクセスの支援 ・ 社会的脆弱集団への適合する訓練供給の支援
No9：労働市場での訓練ニーズを特定するための仕組み (a) 様々なレベルで変化する需要を特定するために構築された仕組みに関する情報 (b) 上記仕組みの有効性のエビデンス（根拠）	背景/インプット指標（質的情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働市場の変化する需要に対する VET の反応性の改善 ・ 就業能力の支援
No10：VET へのより望ましいアクセスを促進する制度 (a) 様々なレベルで現行制度の情報 (b) 現行制度の有効性を示すエビデンス（根拠）	プロセス指標（質的情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的脆弱集団を含む、VET へのアクセスの促進 ・ 適合する訓練供給の支援

（注）

1. 初期職業訓練に対するもの。学習者がプログラム参加者とカウントされるのは、6 週間の訓練受講後。
2. 性・年齢の基本情報の他、他の社会的基準が適用されるかもしれない。初期学校中退者、高度学習達成者、移民、障害者、失業期間など。
3. 初期職業訓練に対するもの。教育課程でドロップアウトした学習者の行き先情報を含む。
4. 定義は、ILO と OECD による。15～74 歳で、仕事がなく、積極的に就業を探し、すぐに仕事に就ける用意ができている者。

第6節 日本へのインプリケーション

欧州諸国は、教育、職業訓練、資格制度を改革する起爆剤として、EQFに準拠したNQFの策定・活用に取り組んでいる。教育、職業訓練、労働市場相互のリンクの強化による労働生産性の向上は、少子高齢化がとりわけ急速に進むわが国においては欧州以上に喫緊の課題であり、「日本版資格枠組み（JQF）」の策定検討を含め、実用的な職業資格制度の整備を促進する必要がある。

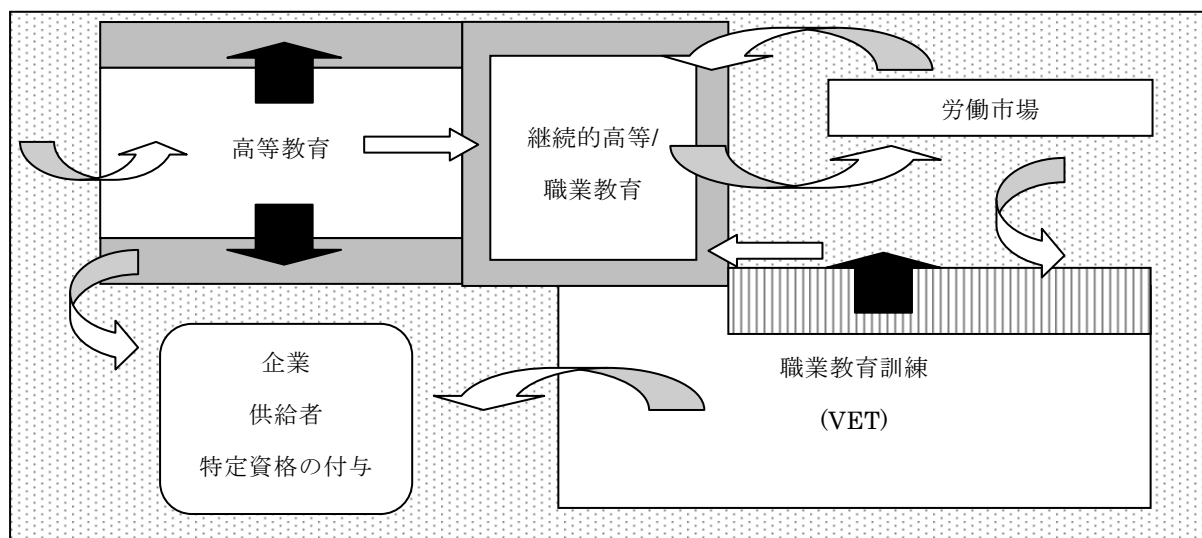
企業外での人材育成システムを本格的に強化し、企業間移動を進めることが日本でも必要になってきており、関連する職場を横断してキャリアアップを図り、賃金も上昇する「キャリアラダー」（少数の管理的業務と多くのルーティン業務の中間領域に設定された比較的容易に移れる連続するステップ）の構築⁴⁰、ワーキング・プアの減少が喫緊の課題となっている。こうした課題を解決するためには、多くの分野で職業能力を客観的に認証する「能力評価制度」（広義の「資格」）の本格整備と各資格のレベル比較が可能な資格のものさし（資格枠組み）策定検討に取り組む必要がある。

労働市場で資格制度が定着するためには、多様な学習成果が職場の実践スキルとリンクすることで、「資格」の社会的通用性が評価される風土を構築する必要がある。そのためには、学習・訓練の品質管理が大変重要になってくる。欧州では、品質改善基準と品質（改善）指標に基づく改善サイクル（計画、実施、評価、改定）による職業教育訓練の質保証参照枠組み（EQAVET）に関する勧告（2009年6月）に基づく加盟国レベルでの職業教育訓練供給者共通の質保証枠組みを、2015年末までに策定することになっている。また、国際標準化機構（ISO）も、非公式の教育・訓練サービス（公式教育・訓練機関以外の教育・訓練サービス）提供者が行うサービスの質保証基準、ISO規格29990を、2010年9月に発行した。日本においても、公共職業訓練の一層の品質向上を図るとともに、今後はEQAVETやISO29990を踏まえ、意図的だが、職場・公的機関以外で行われるノンフォーマルなもの・日常活動で行われる意図的でないインフォーマルな学習の教育・訓練を広く認証するため、官民の教育・訓練機関の訓練の品質保証システムの整備と普及を急ぐ必要がある。2009年5月に公開された「高齢・障害・求職者雇用支援機構版教育訓練ガイドライン」、2011年12月に公開された厚生労働省作成「民間教育訓練機関における職業教育訓練サービスガイドライン」の積極的活用が期待される。なお、教育・訓練施設の自主努力を引き出すためには、教育・訓練プログラムの策定等における各施設の自律化を一層促進する必要がある。

⁴⁰ フィッツジェラルド（2008）。政府は、「実践キャリアアップ戦略専門タスクフォース」を設置し、実践的な職業能力の評価・認定制度（キャリア段位制度）の導入を目指している。まずは、雇用創出に大きな期待がかかる分野、すなわち、介護人材、省エネ・温室効果ガス削減等人材（カーボンマネジメント人材）、6次産業化人材を第一次プラン対象業種に選定し取組みを進めている。

図表 7-14 欧州地殻変動モデル（労働市場・高等教育・職業教育訓練）

The Tectonic model (地殻変動モデル)+



出所：Dunkel,T 他 “Through the Looking-Glass”, Cedefop, 2009

欧州では労働市場、高等教育、職業教育訓練の相互関係での大きな変動を、「テクトニック（地殻変動）モデル」（図表 7-14 参照）と名付けている。日本においても、労働市場、高等教育、職業教育訓練（VET）の地殻変動が起きることを期待したい。

<参考> ISO29990（非公式教育・訓練における学習サービス事業者向け国際規格）

国際標準化機構（ISO）は、非公式の教育・訓練サービス（公式教育・訓練機関以外の教育・訓練サービス）提供者が行うサービスの質保証基準、ISO29990 を、2010年9月に発行した。ISO29990 は、国際標準化機構（ISO）⁴¹が発行する国際規格の一つで、その正式名称は「ISO29990：2010非公式教育・訓練のための学習サービス事業者向け基本的要求事項」となっている。規格の制定目的は、非公式教育・訓練分野の企画、開発、提供に関する共通の枠組みを学習サービス事業者と顧客に提供すること、及び、質の高い専門的な学習サービス実施のための包括的なモデルを提供することとされている。規格内容（基本的要求事項）は、①学習プログラム及びプロセスに関する要求事項として、学習ニーズの確定（利用者ニーズの把握）、学習サービスの設計（目的及び適用範囲の明確化、適切なカリキュラムプランニング）、学習サービスの提供（案内、学習環境）、学習サービス提供に関する学習者からのモニタリング、事業者が行う評価等、②学習サービス事業者のマネジメントに関する要求事項として、経営管理責任体制の整備、事業計画書の作成・記録、予防措置・

⁴¹ ISOは、国際間の取引のための標準を定める規格を発行する非政府組織で、本部はスイスのジュネーブにある。各国の標準化機関が参加しており、日本からは日本工業規格（JIS）の調査、審議を行っているJISC（日本工業標準審議会）が加入している。ISOはこれまで約2万件の規格を発行しており、その中には、ISO9001（顧客満足）、同14001（環境への配慮）等がある。

是正措置の確立、財務管理及びリスク管理、人事管理、内部監査等が挙げられている。ISO29990の対象となる「非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者」について、想定されるわが国教育機関の例として、JAMOTE（人材育成と教育サービス協議会）は、①学習塾、②英語教室などのいわゆる語学教室、③民間職業訓練機関、④資格取得を目的とする民間教育事業者、⑤企業内研修を請負う事業者、⑥生涯学習を支援する各種講座、教室等としている（以上、JAMOTEのプレスリリースから）⁴²。

さて、CEDEFOP(2009)によると、教育訓練の品質管理の認証実践プロセスに対するISOアプローチの組込み度合いは国により様々であると報告されている。調査対象9カ国のうち、アイルランド、ギリシャ、フィンランド、イングランドでは影響は比較的小さく、チェコ、フランス、ドイツ、ルーマニア、スペイン他の5カ国では、何らかの影響があるという。

ISO29990は、学習サービスが重要な輸出産業の一つとなっているドイツの規格協会が作成提案したとされている。実際、2011年11月1日時点で認証を受けたと登録した事業者（学習塾、語学教室、民間職業訓練機関、企業内研修機関等）17中、ドイツが8を占めている。次いで日本が6で、その他、ポーランド、フランス、オーストリアが各1となっており、現在のところ、ドイツ、日本での登録が目立っている。EQF、EQAVET、ISO規格29990に対し、欧州各国がどのように対応するのか、大変興味深い。

【参考文献】

- 岩田克彦（2011①）「解説：欧州における教育訓練の基本制度と最近の政策見直し動向－職業教育訓練を中心に－」、『欧州教育訓練政策重要用語集』（欧州職業訓練開発センター（CEDEFOP）日本語版、職業能力開発総合大学校
(http://www.uitec.jeed.or.jp/schoolguide/09/50th_05/index.html)
- 同（2011②）「欧州諸国のNQF（国単位の資格枠組み）策定状況と日本版NQF（JQF）策定に向けた諸課題」、『構造転換期における人材育成のあり方に関する調査研究報告書』、日本生産性本部
- 同（2011③）「EU及び欧州諸国での職業教育訓練と教員・指導員の養成」、職業能力開発総合大学校、『諸外国における職業教育訓練を担う教員・指導員の養成』、2011年3月
- 同（2010①）「改革が進む欧州各国の職業教育訓練と日本－日本においても職業教育訓練の総合的強化が急務」、『日本労働研究雑誌』No59
- 職業能力開発総合大学校（2011）、『欧州教育訓練政策重要用語集』（欧州職業訓練開発センター（CEDEFOP）発行、2008）の日本語版。
(http://www.uitec.jeed.or.jp/schoolguide/09/50th_05/index.html)

⁴² <http://www.jamote.jp/iso/pdf/ISO29990press.pdf>.

諏訪康雄(2004)「キャリア権をどう育てていくか?」、『季刊労働法』207号

J.フィッツジェラルド(2008)『キャリアラダーとは何かーアメリカにおける地域と企業の戦略転換』、筒井美紀他訳、勁草書房

Allais=Stephanie (2010), “The implementation and impact of National Qualifications: Report of a study in 16 countries”, ILO Skills and Employability Department

Allais=Stephanie,Raffe=David, Strathdee=Rob, Wheelahan=Leesa, Young = Michael (2009), “Learning from the first qualifications frameworks”, ILO Employment Sector Employment Working Paper No.45

APEC Human Resources Development Working Group (2009) ,

” Mapping Qualifications Frameworks across APEC Economies” APEC Human Resources Development Working Group

CEDEFOP (2012),” Development of National Qualifications frameworks in Europe October 2011“ , Working Paper No12

” (2011), “ Vocational education and training at higher qualification levels” , Research Paper No15

” (2010) “The development of national qualifications frameworks in Europe”, Working Paper No.8

” (2009) 、 “The relationship between quality assurance and VET certification in EU Member States”

ETF (European Training Foundation) (2011),” Transnational Qualifications Frameworks”

OECD (2010) , “Learning for Jobs - Synthesis Report of the OECD Reviews of Vocational Education and Training” (近く、翻訳刊行予定。)

OECD(2007) ,”Qualifications Systems - Bridges to Lifelong Learning”

NQF-SQF Project(2011①), “ Overview of National Qualification frameworks”

” (2011 ②), “ National Qualifications Frameworks - Their logics, orientations, strengths and weaknesses”

Qualifications Frameworks in the UK(2009, Revised 2010), “ Referencing the Qualifications Frameworks of the United Kingdom to the European Qualifications Framework”

CACP (Commission Nationale de la Certification Professionnelle)(2010), “Referencing the National frameworks of French certification in the light of the European Framework of certification for the lifelong learning”

JILPT 資料シリーズ No. 102
諸外国における能力評価制度
－英・仏・独・米・中・韓・EUに関する調査－

発行年月日 2012年3月30日
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23
(編集) 国際研究部 TEL: 03-5903-6321
印刷・製本 株式会社相模プリント

©2012 JILPT

* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)